令和４年10月からの

証明書発行手数料の納付方法のご案内

　証明書の発行手数料は、京都府収入証紙で納付していただいておりましたが、京都府収入証紙が令和４年９月末日で廃止されますので、令和４年10月１日以降の証明書発行手数料の納付方法をお知らせします。



**Web事前登録コンビニ納付について**

専用サイトで事前に登録を行うことで、

コンビニで手数料を納付することができます

コンビニで納付後、証明書交付申請書に申請書用番号を記載し、

必要書類一式を城陽支援学校事務室宛てに郵送してください

専用サイトはこちらから

<https://srv5.asp-bridge.net/kyoto/f/?id=11035>

**申請書申請方法**

**手数料納付方法**

**現金書留**

**Web事前登録コンビニ納付**

Webで事前登録して、

コンビニで納付

**事務室窓口で**

**現金納付**

**問い合わせ先　京都府立城陽支援学校事務室　☎　0774-53-7100**

**来所申請**



**郵送申請**

来所が困難な場合、

郵送で手続きが可能です

申請書等必要書類を学校へ郵送してください。